

諮問庁：日本年金機構

諮問日：令和6年11月20日（令和6年（独個）諮問第72号）

答申日：令和7年2月17日（令和6年度（独個）答申第79号）

事件名：本人の応募した障害者雇用求人の結果が不採用であった理由が分かる  
文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

障害者雇用求人の結果が不採用であった理由が書かれた文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年5月31日付け年機構発第34号により日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

係る書面は保有していないとの理由でしたが、書面を保管していないでは、到底納得出来ませんので審査請求致します。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経過

##### (1) 開示請求（令和6年5月14日）

機構に対して特定個人から開示請求がなされた。

機構は、対象文書の特定のために、令和6年5月17日付けで補正依頼書を送付し、令和6年5月23日付け（令和6年5月27日受付）で補正書を受理した。補正書より、開示を請求される文書は「障害者雇用求人の結果が不採用であった理由が書かれた文書」と特定した。

##### (2) 原処分（令和6年5月31日）

以下の理由により、文書不存在として不開示決定とした。

理由：対象の文書は作成されておらず、保有もしていないため。

##### (3) 審査請求（令和6年7月23日）

不開示決定に対して特定個人から審査請求書が提出された。

この審査請求に対し、趣旨の確認のため、令和6年8月1日付けで

審査請求人に補正依頼書を送付したが、回答期限（令和6年8月13日）までに回答はなかった。そのため、令和6年8月16日付けで、再度補正依頼を行ったところ、令和6年9月3日に補正書が提出された。

## 2 諮問庁としての見解

審査請求人の審査請求の趣旨にある「対象文書は存在しているはずであるため、その文書の開示を求める」について見解を述べる。

障害者雇用求人（アシスタント契約職員）の書類審査結果については、応募があった年金事務所から本部に所定の様式により報告することとしているが、当該様式においては、不採用となった理由を記載する定めはなく、本件においても不採用理由の記載はされていない。

また、本件の書類審査を行った年金事務所においても、不採用理由を記載した書類等は保有していない旨を確認している。

したがって、「障害者雇用求人の結果が不採用であった理由が書かれた文書」は作成しておらず、保有もしていないため、原処分を維持することが適当であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年11月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和7年2月10日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報について、処分庁はこれを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会において、応募があった年金事務所から本部に提出した、書類審査結果を報告するための所定の様式と記載例について、諮問庁から提示を受けて確認したが、不採用となった理由を記載する部分は認められなかった。

(2) 審査会事務局職員をして、本件対象保有個人情報の保有の有無について諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 応募のあった年金事務所において書類審査選考に使用する様式は上記(1)の本部に提出した様式のみである。

イ 関係部署において本件対象保有個人情報が記載された文書を探索したが、その保有は確認できなかった。

(3) 上記第3の2並びに上記(1)及び(2)を踏まえて検討すると、機構において「障害者雇用求人の結果が不採用であった理由が書かれた文書」は作成しておらず、保有もしていないとする諮問庁の説明が不自然であるとまでは認められず、機構において本件対象保有個人情報を保有していないとの説明を覆す事情はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇